



税制改正に伴う相続税への影響

平成25年度税制改正による相続税の課税強化が、いよいよ平成27年1月1日以後に発生する相続から適用されることとなります。今回は、改正前と改正後で、どのくらい納税額が変わるのか検討してみたいと思います。

1. 改正の内容

●基礎控除額の引き下げ（非課税枠の縮小）

〈改正前〉 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

〈改正後〉 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

●最高税率の引き上げなど税率構造の変更

各法定相続人の取得金額	税率	
	〈改正前〉	〈改正後〉
～1,000万円以下	10%	
1,000万円超～3,000万円以下	15%	
3,000万円超～5,000万円以下	20%	
5,000万円超～1億円以下	30%	
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超～		55%

2. 改正前後の相続税額の比較

改正前後の相続税額の一例を、配偶者の有無別に下記の表にまとめてみました。相続税の計算方法は、例えば遺産総額（課税価格）が2億円で、法定相続人が子3人の場合には、下記の通りとなります。

〈改正前〉 2億円 - 8,000万円(基礎控除額) = 1億2,000万円

(1億2,000万円 × 1/3 × 20% - 200万円) × 3人 = 1,800万円

〈改正後〉 2億円 - 4,800万円(基礎控除額) = 1億5,200万円

(1億5,200万円 × 1/3 × 30% - 700万円) × 3人 = 2,460万円

●配偶者がいない場合

(単位：万円)

子の数 課税価格	1人		2人		3人		4人	
	前	後	前	後	前	後	前	後
5千万円	0	160	0	80	0	20	0	0
1億円	600	1,220	350	770	200	630	100	490
2億円	3,900	4,860	2,500	3,340	1,800	2,460	1,450	2,120
5億円	17,300	19,000	13,800	15,210	11,700	12,980	9,600	11,040
10億円	42,300	45,820	37,100	39,500	31,900	35,000	29,600	31,770

●配偶者がいる場合

(単位：万円)

子の数 課税価格	1人		2人		3人		4人	
	前	後	前	後	前	後	前	後
5千万円	0	40	0	10	0	0	0	0
1億円	175	385	100	315	50	263	0	225
2億円	1,250	1,670	950	1,350	813	1,218	675	1,125
5億円	6,900	7,605	5,850	6,555	5,275	5,963	4,750	5,500
10億円	18,550	19,750	16,650	17,810	15,575	16,635	14,500	15,650

※ 配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用（配偶者の相続税は法定相続分まで無税）するものとして算定しています。

相続税の節税対策は実際に相続が発生してからでは手遅れです。事前にある程度時間をかけて対策を練り、将来の相続に備えられることが肝要です。そのためには、現在の資産内容を正確に把握し、それに対して相続税がどれくらいかかるのか認識する必要があります。当事務所では、相続税の概算計算を承っております。詳しい内容につきましては、各担当者までお尋ねください。

土田会計事務所

担当：山田晃司

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567